

第2回 宮崎市公共施設使用料の見直しに関する市民検討会 議事録（要点記録）

■ 会議概要

日 時： 令和5年1月27日（金） 15：30～17：35
場 所： 宮崎市教育情報研修センター2階「多目的研修室」
出席者： 委員 7名
事務局長 都市戦略局長、都市戦略課職員
傍聴者： 2名

■ 内容

1 あいさつ

2 報告

(1) 第1回検討会のふりかえり

事務局から資料1について説明後、質疑応答。

【主な質疑応答】

- (委員) ● 部活動の地域移行の動きに関連して、月謝を徴収して運営しているクラブチームと、学校の部活動のそれぞれの取り扱いについて、整理が必要である。
- (事務局) ■ 本日の議事の中で説明させていただく。
- (委員長) ● 部活動の地域移行は、国が明確に推進しようとしている施策である。まずは土日に限って地域移行していくという話もあるが、今後の動向については注視していく必要がある。

3 議事

(1) 各施設の使用料の算定について

事務局から資料2、3、4について説明後、質疑応答。

【主な質疑応答】

- (委員) ● 使用料案の中で、金額が下がっている施設があるが、これでいいのか。公民館などは、これまで減免が多く、使用料の徴収がほとんどできていなかったため、今後徴収をしっかりとっていくことによりプラスになるということは理解できる。しかし、そもそも徴収していなかったことがおかしい話であり、財政面、受益者負担の公平性の課題解決という目的がある中で金額を下げるということには違和感を感じる。
- (委員長) ● 受益者負担割合をどのように設定するかというのは鍵になると思う

が、これについては今後見直す考えはあるのか。

- (事務局) ■ 受益者負担割合は、カテゴリーごとに統一したいと考えているため、これ以上細かく設定していくことは想定していない。
- (委員長) ● 今回の見直しのコンセプトはどうなっているのか。
行政の方では公共施設等総合管理計画に基づき、しっかりと支出の見直しを行った上で、今度は市民の皆さんに負担いただく使用料の見直しを検討する訳だが「利用者にもっと負担していただきたい」のか、それとも「公平性を高めたい」のか。
- 市としては、やはり、合併により生じている地域格差の解消など、公平性の確保を主眼に置くということによいか。
- (事務局) ■ まず同種の施設については料金を統一すること、また、現在の各施設の使用料はその設定根拠が明確でないため、根拠のある料金を設定すべきと考えている。
- この2点は、今回の見直しにおける大きな目的の一つとしている。
- (委員長) ● 使用料の減免についても、対象の設定が緩すぎるのは適切ではない。使用料を統一的な基準で見直した後は、減免のあり方についても別で議論していくということによいか。
- (事務局) ■ 減免については、現在、各施設所管課に対して、それぞれが定める減免要綱等を見直しを行うよう依頼しているところであり、徴収すべきものはしっかりと徴収するという点は統一していきたい。
- 市としても、今回の見直しは、公平性・公益性を重視する半面、コストカバーの面では十分なものとはなっていないことは認識している。
- (委員) ● 公共施設であるので、公平性の確保は重要である。
- さまざまな考え方を決めて公平性を担保するのであれば、減免のあり方を見直し、徴収はしっかりやるということをセットにすれば説得力が増すのではないか。
- 逆に使用料を見直したものの、あまり徴収していないということになると、何のための見直しだったのかということになってしまう。
- (委員長) ● どのような考え方で見直しを行うのか、少し論点が明確になった。
- この点はしっかりと議事録に残して、次の議論につなげていただきたい。
- (委員) ● 同じく、現在の使用料から減額になる施設があるのは気になる。
- そもそも減免により使用料を徴収できていない施設もある中で、設備使用料なども無料になれば、トータルで果たしてプラスになるのか、イメージがしづらい。

- 公共施設を維持していく、受益者負担の公平性といった目的がある中で、収入が減っても大丈夫なのか。減免の見直しについても影響が大きいと思う。
- (委員長) ● このような見直しになって、各施設の収支やマネジメントがどのようになっているのかという点については、事務局で何か出しているのではないか。
- (事務局) ■ 見直し後の収支、コストカバー率を試算した結果、減額となる貸室が多い公民館分野においても、現在の約3%から9.91%と、プラスにはなったところである。トータルでも約21.1%から26.61%になる。
- (委員) ● これは見直し前の利用状況に基づいて試算しているということだが、実際には、見直し後は利用者が減るということもあり得ると思う。
- (委員長) ● 最近エネルギー価格が高騰している。今後もコストが上がっていくと、それに応じて基礎単価も変動していくという考え方でいいか。
- (事務局) ■ 基礎単価はコストから計算するが、今回はこの単価で見直しを行った後、5年間はこのままでいくことを想定している。
- 5年後の見直しの際には、直近のコストを基に基礎単価を設定することとなる。
- (委員) ● コンサートを開催する上で、最も支出が大きいのは会場費となる。照明や使用する備品にも使用料が設定されており、相当な金額になる。
- それからすると、公民館は現在100%減免で使わせてもらっているが、少しは使用料を徴収してもいいのではないか。
- 開館するからには人件費や電気代などの費用がかかっているはずであり、それらは全て税金で賄われているということになる。個人的には、文化ホールの施設は下げて、公民館は上げるというくらいがちょうどいいと感じている。
- また、文化ホールの使用料は、現在は入場料が1円から1,000円までは同一の区分となっているが、300円などの安価な入場料でコンサートを開催することもあるので、もう少し区分が分かるとありがたい。
- 貸出単位についても、ホールは難しいと思うが、練習室は1時間単位での貸出も可能なのではないか。現在はホールと同じように午前・午後・夜間という区分での貸出となっているが、利用者の立場からすると、時間貸しができるような料金設定になると非常に利用しやすくなる。
- (事務局) ■ 公民館は、料金設定はあるものの、施設所管課が施設を地域の交流の場として位置づけており、実際にはほとんどの利用が使用料免除となってい

る。

- ただし、電気料高騰などの影響もある中、今後も行政だけでそのコストを負担し続けていくということは難しい。減免制度のあり方は、各施設所管課に統一的な基準を示した上で、見直しを進めていきたい。

(委員長) ● 今の使用料は、なぜこのような金額になったのか、恐らく近隣自治体や周辺の民間の類似施設などを参考にしてきたと思われるが、分からない部分が多い。

- 今回はいわゆる原価として、維持管理費や事業運営費を基に積算するので、それにより上がったり下がったりはあるものの、分かりやすくはなったのではないか。

(委員) ● 延岡市のコミュニティ施設では、場所代は取られないが、冷暖房は必ず使用時間を確認されて、費用を支払っている。

(事務局) ■ 設備使用料は考え方が難しい部分はある。設備に要する維持管理費も、使用料算定の基礎となるコストには含まれているため、使用料の設定を廃止する施設もある。その一方、総合体育館の空調のように、大きな大会でしか使用することがないなど、使用が限定的なものは、収支としてはコストカバーを全く満たしていない状況も考慮し、料金据え置きという扱っている。これらについては、今回いただいたご意見を踏まえ、改めて検討したい。

- また、文化ホールは、施設所管課としては、会議室や和室などを除き、現在の時間帯ごとの貸出を維持したい意向である。

(委員) ● 楽屋はホールとセットなので難しいと思うが、練習室はホールと一緒に使うことはほとんどないので、1時間単位での貸出も可能ではないか。

(事務局) ■ ご意見を施設所管課につなぎ、確認をさせていただきたい。

(委員) ● 現在、公民館の体育館は、中学生が部活動で使う場合は無料だと思うが、外で行う競技の場合でも、学校のグラウンドが使えない日は運動公園などを使うことがあり、その場合は有料である。公民館においても、せめて土日だけでも有料にしてもいいのではないか。

- また、少し話は外れるが、生目の杜は駐車料金を徴収するが、他の施設ではどこも徴収していない。可能であれば、生目の杜も駐車料金がかからなくなるとありがたい。

(事務局) ■ 公民館の部活動利用については、ご意見を施設所管課につなぎたい。

- 駐車場料金は、現在、スポーツ施設では総合体育館と生目の杜のみが有料となっている。それ以外では市民プラザ、動物園、Y・Yパークなどが有料。今回の見直しでは、駐車場は対象外としており、基本的には現状維持

になると考えている。

(委員) ● 地区の公民館などで冷暖房を使うと、30分100円くらいかかるが、市の施設では有料であったり無料であったりと、非常に分かりづらい部分がある。統一できるといいと思う。

(事務局) ■ 公民館には、役所が設置する公立公民館と、自治会が設置する自治公民館がある。今回見直しの対象となるのは公立公民館のみであり、自治公民館は、それぞれの地区のルールで運営していただくことになる。

(2) これまでの論点整理及び補足説明

事務局から資料5について説明後、質疑応答。

【主な質疑応答】

(委員) ● 減額・免除の基準の中で、上限が100%のものがあるが、公平性の観点から疑問を感じる。

● 今回の見直しでは、受益者負担の公平性が大きな目的であると思う。この減免割合も見直す考えはないのか。

(事務局) ■ 減免割合についても、できる限り下げていきたいと考えており、現在、施設所管課において見直しを行っている。その中で、改めて減免の必要性を確認し、今後は必要最小限のものとするよう各課に依頼している。

■ 例えば、減免の多い公民館で言えば、表の⑤に該当する「施設毎の登録団体」が非常に多く、その全てを100%減免している状況である。施設所管課との間では、これらについて、割合を50%にできないか協議している。

(委員) ● 使用料算定の条件に関連して、財政面の課題解決という目的がある中で、やはり今の金額より下げるといふ扱いには違和感を感じる。

● 今後の公共施設の運営を考えると、統一的な算定方法があるのは分かるが、そこは柔軟に考えてもらい、ただし書きなどで「下がる場合には現状維持とする」といった取り扱いにして、少しでもコストカバー率を上げていくことが必要になるのではないか。

(委員長) ● 今のはかなり本質的なご意見だと思うが、今後、市民の方からも同じような意見が出るのではないか。

(事務局) ■ 基本的には、同種の施設で金額を統一していく中で、減額となる施設が出てくることについてはある程度仕方がないと考えている。しかし、公民館の会議室はほとんどが減額となってしまうため、今回のご意見を踏まえて改めて検討したい。

(委員) ● 5年間という見直しのスパンがあるので、その中で様子を見るというやり

方もあり得るのではないか。

- 次回の見直しでは、もっとコストカバー率を上げていくという考え方も必要になると思う。

- (委員長)
- 使用料見直しの本来の目的は、単に金額を上げて収支を改善するというだけでなく、より良い公共施設、サービスを実現することにあると思う。
 - 今回、算定方法を明確にして見える化されて、中には、委員のみなさんが心配されるように使用料が下がるということも起きるかもしれない。しかし、それはこれまで把握できていなかった問題が見えてくるという意味では、良い資料になるのではないかと思う。
 - 今日上がった論点や意見をすり合わせて、次回改めて意見交換という形にしたい。

- (委員)
- 今回の見直し後の対応について、今日の説明の中で、次回の検討会において今後の見直しにおける留意点を整理していくとの話があったため、市としては、市民に対して今後も必要に応じて見直しを行っていくというメッセージを明確に伝える意向であることが分かって安心した。

- (委員長)
- 今回の資料はテクニカルな詳しい内容も多かったが、我々も少しずつこの数字をどう読むのかというところは理解できてきたのではないか。
 - また、各公共施設の利用状況や問題点なども具体的に上げていただき、共通の問題は減免の取り扱いであることが分かった。
 - さらに、県の施設や地域が管理する自治公民館など、多様な施設がある中で、市の公共施設をどのように取り扱っていくのかということは、非常に興味深いテーマであると改めて感じた。次回も皆さんの知恵をいただきながら、さらに議論を進めていきたい。

4 その他

事務局から、各委員の所属団体に対して説明が必要な場合には、市が要望に応じて各団体に出向くなど、個別に対応する旨を説明。